

喜界町告示第21号

喜界町地域公共交通会議設置要綱を次のように定める。

令和3年5月6日

喜界町長 隈崎 悦男

喜界町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、喜界町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項（自家用有償旅客運送を含む。）
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者で組織する団体の代表又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (8) 鹿児島県奄美警察署長又はその指名する者

(9) 道路管理者

(10) 鹿児島県知事又はその指名する者

(11) 町内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体

(12) 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が交通会議の運営に必要なとの申出があった場合には、交通会議での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることとする。

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長を置き、町長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することはできない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 交通会議は、原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開にて行うものとする。

（交通会議の特例）

第5条 会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって交通会議の議決に替えることができる。

(1) 緊急やむを得ない事情があるとき。

(2) その他会長が必要と認めるとき。

2 書面による議決の方法は、前条第6項の規定を準用する。この場合において、「出席委員」とあるのは、「全委員」に読み替えるものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 委員は、その職務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事会)

第7条 第2条の協議事項について、専門的な調査、検討を行うため、交通会議の下部組織として幹事会を置くことができるものとする。

2 幹事会に関して、会長は第3条の交通会議の構成員のうち専門的な調査、検討のために会長が必要と認める者を招集することができる。

3 幹事会は専門的な調査、検討の結果を交通会議に報告する。

(事務局)

第8条 交通会議の事務局は、企画観光課とし、交通会議の庶務を処理する。

2 町内における交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、別表に規定する連絡・通報窓口を事務局に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。